

「JR東海労の組織破壊を意図した出向を撤回せよ！  
出向命令差止仮処分勝利！総決起集会」アピール

本日、淵上特別執行委員・JR総連法対・調査部長は、会社が9月14日に行った出向の事前通知に対して、東京地方裁判所に出向差止仮処分を申し立てた。

会社は4月15日、令和3年度要員計画についての業務委員会で新幹線乗務員の54才原則出向の再開を明らかにした。これにより7月1日付で新幹線地本10名の組合員に出向が発令された。さらに会社は、新幹線地本6名と新幹線関西地本5名の組合員にも10月1日付で出向させるとしている。この中に木下執行委員長、淵上特執も含まれていたのである。

木下委員長、淵上特執は会社との面談で「なぜ私が出向なのか」「出向先で労働協約に謳われている組合活動が保障されるのか」等の質問をしたが、会社は一切答えず、出向先の就労条件を一方向的に提示するなど、出向について理解を求め姿勢は微塵も感じられなかったため苦情申告を行った。

勤務時間中の組合活動を認めている労働協約第6条を出向者に適用しないことは、会社の信義則違反であることは言うまでもなく、また会社が労働組合の委員長や産別の役員を出向させ、さらには地本、分会役員も出向させ職場から放逐することは、会社が労働組合活動の弱体化を意図したものであり、不当労働行為である。

特に木下委員長に提示された就労場所は静岡県伊豆の国市であり、東京の組合事務所から遠く離れている。これは会社をして委員長に組合活動をさせないという意味の表れであり、会社がJR東海労組織を徹底的に破壊するために牙を剥いてきたということである。

この組織破壊攻撃に具体的に反撃する闘いとして、8月27日「申第8号出向者の勤務時間中の労働組合活動に関する申し入れ」を提出し、協約改訂交渉の場において会社に対し「不当労働行為である」と抗議を行い、情宣活動を活発に行うなど闘いをつくり出してきた。

こうした闘いの結果、会社は9月14日、木下委員長に対して、16日には新幹線関西地本西組織部長、大阪運輸所分会前田分会長、下茂書記長に対して出向の取り消しを通知してきた。また、これまで出向に関する苦情処理会議を頑なに拒否してきた会社が苦情処理会議に応じるとした。さらに「申第8号」についても9月15日に団体交渉を行うとしてきた。これは私たちの闘いの積み重ねにより勝ち取った大きな成果である。

しかし、淵上特執には9月14日に出向の事前通知が行われた。これは私たちの闘いを分断するための会社の攻撃である。私たちは攻撃に屈せず、淵上特執の出向命令差止仮処分申立を東京地裁に行い出向の撤回を求めて闘う。その理由は主に①出向に関する労働協約を結んでいないため、就業規則による出向は強制力がない②労働組合役員を職場から追放することは、不当労働行為である③なぜ淵上特執が出向なのか説明がないことは出向の必要性がないことであり、出向命令権の濫用として無効とされるべきであるの3点である。

私たちは、会社による54才原則出向を悪用した組織破壊攻撃を絶対に許さない！これまでの闘いの成果を確認し、JR東海労の運動を職場から推し進めるために、全組合員の団結力をもって闘い抜く！

2021年9月16日

JR東海労働組合中央本部

「JR東海労の組織破壊を意図した出向を撤回せよ！  
出向命令差止仮処分勝利！総決起集会」